

令和3年5月11日

東京農工大学職員組合
中央執行委員長 殿

国立大学法人東京農工大学長
千葉 一 裕

1号（旧）年俸制職員に対する給与改定についての質問状への回答

令和3年4月13日付けの標記質問状につきまして、次のとおり回答します。

(1) 令和2年度改正給与法に従い、令和3年4月1日に職員給与規程を改正し期末手当の支給率を引き下げたことに伴い、1号(旧)年俸制職員の承継職員3人に年俸改定を行いました。なお、1号(旧)年俸制職員の対象者数(同日現在)は、承継職員37人、非承継職員(特定有期雇用職員)2人です。今後の年俸改定については、人事院勧告における給与改定内容によるため、不明です。

次に、月給制職員の給与が改定された場合に、1号(旧)年俸制職員において、年俸が改定された職員とされなかった職員が存在し、年俸改定された職員は、改定幅が月額2万円となる理由については、これまでご説明してきたとおり、1号(旧)年俸制は各号俸の年俸額の幅が24万円となっているため、給与改定により年俸額算定の基礎額(月給制とした場合の俸給月額×12、期末・勤勉手当年額、1年あたり退職手当年額の総額)が減額となり、現在の年俸額の1つ下位の年俸額を下回った場合には年俸額が減額改定され、下回らなかった場合には年俸額は変わりません。反対に、給与改定により基礎額が増額となり、現在の年俸額を上回った場合には、年俸額は増額改定されます。

これまで、職員給与規程の改正に伴う年俸額の増額改定(月額2万円)を行った者は、承継61人、非承継17人(対象者は、399人、非承継59人)(全て延べ人数)です。

(2) 令和3年2月に、承継職員の1号(旧)年俸制職員全員に対し、人事院勧告及び本学給与改定により基本年俸の号俸及び額が下がる可能性があることをメール周知しました。また、減額の理由・金額等を年俸改定者にメール連絡し、質問があった場合には丁寧な回答を行っています。

なお、(1)の回答にあるとおり、これまで年俸改定は、増額、減額の両方で行ってきています。